

携帯電話中継基地局の設置及び届出等に関する要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、携帯電話中継基地局の設置及び届出等に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、「携帯電話中継基地局」とは、携帯電話端末、PHS端末その他これらに類するデータ通信用の機器相互間の通信を中継する送受信兼用の設備をいう。

(携帯電話中継基地局の新設等の実施の届出)

第3条 携帯電話中継基地局の新設、増設及び改修（以下「新設等」という。）を行おうとする者は、携帯電話中継基地局設置届出書（別記様式）2通に次の各号に掲げる図書を添え、新設等の工事に着手しようとする日の30日前までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 平面図
- (3) 立面図

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。